

## 近江鉄道沿線の除草剤による農作物被害について

### 1 被害の概要

- ・近江鉄道株式会社が 7 月中旬～下旬に線路敷地に散布した除草剤が飛散し、8 月上旬～中旬にかけて沿線水稻の葉先が白く枯れる等の被害が発生。程度の差はあるものの鉄道のほぼ全線 (59.5km) で被害が認められた。
- ・一部の被害水稻の穂や葉から除草剤成分のテブチウロンが食品衛生法の基準値(玄米で 0.02ppm) を超えて検出された。
- ・県は、水稻について沿線 16 カ所の水田 77 地点の玄米を分析し、線路から 10m 内の 1 点から基準値を超える 0.04ppm、30m 以内の 8 地点から基準値以下(0.01～0.02ppm) のテブチウロンを検出した。また、100m 内の 24 地点で飛散の痕跡が認められた。
- ・野菜・果樹については 13 点を分析し、線路から 10m 内の顕著な薬害が認められたサンプルから基準値を超えたもの 1 点、基準値以下 1 点を検出した。
- ・廃棄対象となる被害面積は 9 月 26 日現在で水稻 301ha、大豆約 50ha、野菜等 12ha。
- ・原因是、近江鉄道によると例年より雑草が伸びており、高所より多く薬剤を散布したためとしている。詳細は調査中。

### 2 対応の経過

- ・県は、沿線の被害が確認できる水田および近江鉄道と接する水田のすべての水稻について収穫・出荷の自粛を求める文書を 8 月 31 日付けで発出。
- ・近江鉄道では、沿線 100m 内の農産物の収穫・出荷の自粛を要請し、その補償をすることを決定。9 月 3、4 日に被害者に対し説明会を開催された。
- ・JA グループでは、沿線 100m 内の米の廃棄方針を決定。その後大豆についても同様の方針を決定。
- ・県は、米や野菜の流通事業者、市町、関係機関を対象に説明会を開催。
- ・9 月 25 日、県は、土壤分析の結果、薬剤成分は不検出で後作への影響はないとの判断し、関係団体と協議の上、通常どおりの作付けを進める方針を決定。知事コメントを発表。
- ・廃棄する水稻はロールベーラーで刈取り作業中。9 月 30 日現在で約 174ha 余りを刈取り済み。
- ・近江鉄道では、刈り取った稻の廃棄作業を進行中。また、補償の支払いも始めている。
- ・健康被害等の相談については生活衛生課、廃棄物処理については循環社会推進課が対応している。

### 3. 今後の対応

- ・食品衛生法の基準値を超える米は、食糧法で規定する「食用不適米穀」になるため、そのおそれのある米が流通しないよう確認体制をとる。
- ・ワラを持ち出した水田の来年度の施肥設計や栽培管理の指導。
- ・前作の薬害が顕著であったほ場、作物からテウチブロンが検出されたほ場、畠地や不作付け地など除草剤が多く飛散したおそれのあるほ場については、万一の可能性を考慮し次作の生産物の出荷前に分析を行う等指導する。

## 調査結果

### 【目的】

近江鉄道が線路に散布した除草剤が水田等に飛散したことに伴い、この除草剤の土壤への影響を把握する。

### 【調査内容および結果】

#### 1. 土壤への残留状況

- ・調査対象除草剤：ハービック水和剤(成分名：テブチウロン)
- ・調査地點：玄米分析時に食品衛生法の残留基準値を超過(0.04ppmを検出)した水田および除草剤の飛散が確認された水田
- ・調査方法：距離別および深さ別に水田土壤を採取し、分析した。合計14点。
  - 表層土壤(0~10cm) 線路から30mまで6点、31mから113mまで4点
  - 下層土壤(10~30cm) 10~20cmの深さ2点、20~30cmの深さ2点
- ・分析結果：全ての調査地点で除草剤成分は検出されなかった。

#### 2. 麦、野菜の発芽への影響

- ・調査方法：玄米分析時にテブチウロンが食品衛生法の残留基準値を超過した水田の表層土壤を用い、小麦およびカブの発芽状況および初期生育を調査した。
- ・調査結果：播種した小麦およびカブの種子は、対照区と同様に順調に発芽(90%以上の発芽率)、生育した。

#### 3. 留意事項

今回の調査土壤は、除草剤被害を受けた稲体が持ち出された水田の土壤です。